

子育て未来応援プラン「あしや」

—別冊—

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画

< 後 期 >

子ども・若者育成支援編

(平成 25 年度 ~ 平成 26 年度)



平成 25 年 3 月

芦 屋 市

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけと期間	1
3 計画の策定体制	2
4 計画の対象者	2

第2章 若者世代を取り巻く状況

1 子ども・若者人口等の状況	3
2 若者の声・地域の声	5
3 若者の就労意識と若年無業者について	7
4 不登校・ひきこもりについて	10

第3章 計画の基本的な考え方

施策の体系	12
-------	----

第4章 施策の推進方向

基本目標6 子ども・若者の成長と自立に向けた支援	14
（1）社会参加と居場所の充実	14
（2）地域で支える仕組みづくり	18

第5章 計画の推進に向けて

推進体制と進行管理	22
-----------	----

資料編

計画策定の経過	24
芦屋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	25
芦屋市次世代育成支援対策地域協議会参加団体名簿	26
芦屋市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱	27
芦屋市次世代育成支援対策推進協議会参加団体名簿	28
芦屋市青少年問題協議会条例	29
芦屋市青少年問題協議会条例施行規則	30
青少年問題協議会委員名簿	32
芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会設置要綱	33
芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会名簿	35
芦屋市次世代育成支援対策行動計画庁内推進本部設置要綱	36
芦屋市社会福祉審議会規則	39
芦屋市社会福祉審議会委員名簿	40

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者の問題は深刻になってきています。

こうした状況の中で国においては、平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。この法律は「子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が、我が国社会の発展の基礎をなすものである」ことにかんがみ、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的としています。

子ども・若者の問題はそれを取り巻く大人を含む社会全体の問題です。子ども・若者と大人がお互いに尊重しあいながら社会を構成する担い手として、ともに生きていくことが重要であるといえます。私たち大人もその責任を自覚し、子ども・若者のモデルとなるよう努めるとともに、社会の改善に取り組みねばなりません。

本市においても、このような社会情勢の変化に対応するため、様々な機関が連携し、それぞれの専門性を活かした支援を行うことができるように、子育て支援に関する施策を統括した「次世代育成支援対策推進行動計画」に、子ども・若者支援にかかる項目を追加策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

位置づけと期間は次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）と同じです。

H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
第3次総合計画(初年度 H13年度)									
						第4次総合計画(最終年度 H32年度)			
前期行動計画									
				見直し	後期行動計画				
								後期行動計画 子ども・若者支援	

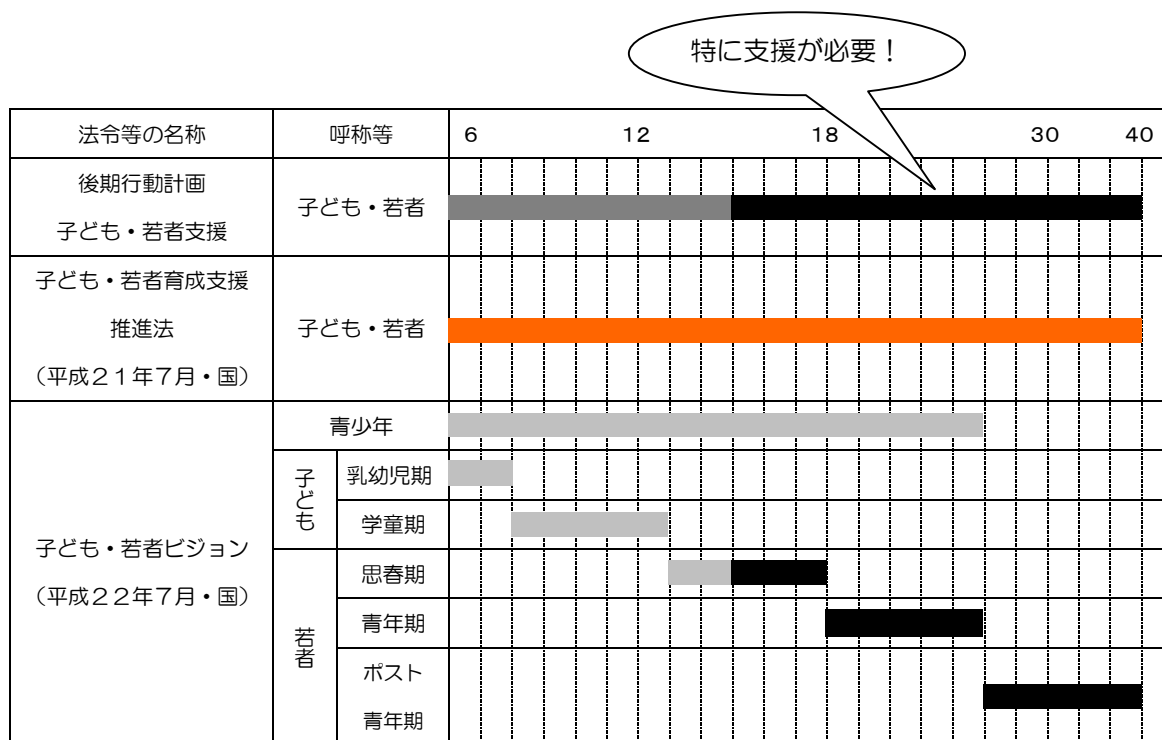
3 計画の策定体制

- (1) 「芦屋市次世代育成支援対策地域協議会」の開催
- (2) 「芦屋市青少年問題協議会」での審議
- (3) 「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会」の設置
- (4) その他意見の集約（ワークショップの開催，若者の声）
- (5) 行政機関の計画策定体制の整備（本部会，幹事会の開催）

※芦屋市青少年問題協議会…青少年の指導，育成，保護，矯正に関する施策を審議する附属機関

4 計画の対象者

この計画の対象者は「子ども・若者育成支援推進法」に基づき，0歳から30歳代の者までとします。その中で，特に思春期後半（15歳以上）から，青年期・ポスト青年期までの子ども・若者に照準を当て行動計画として目標事業に掲げます。

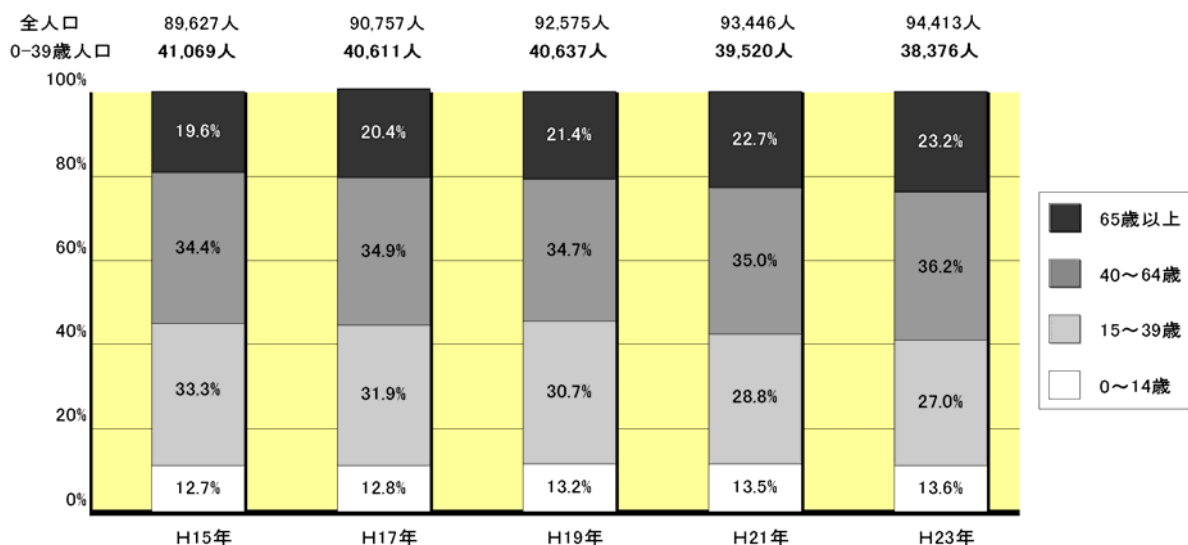


第2章 若者世代を取り巻く状況

1 子ども・若者人口等の状況

本市はここ数年で、少しずつではありますが子ども・若者人口が減少しています。一方で総人口と65歳以上人口は少しずつ増加しています。

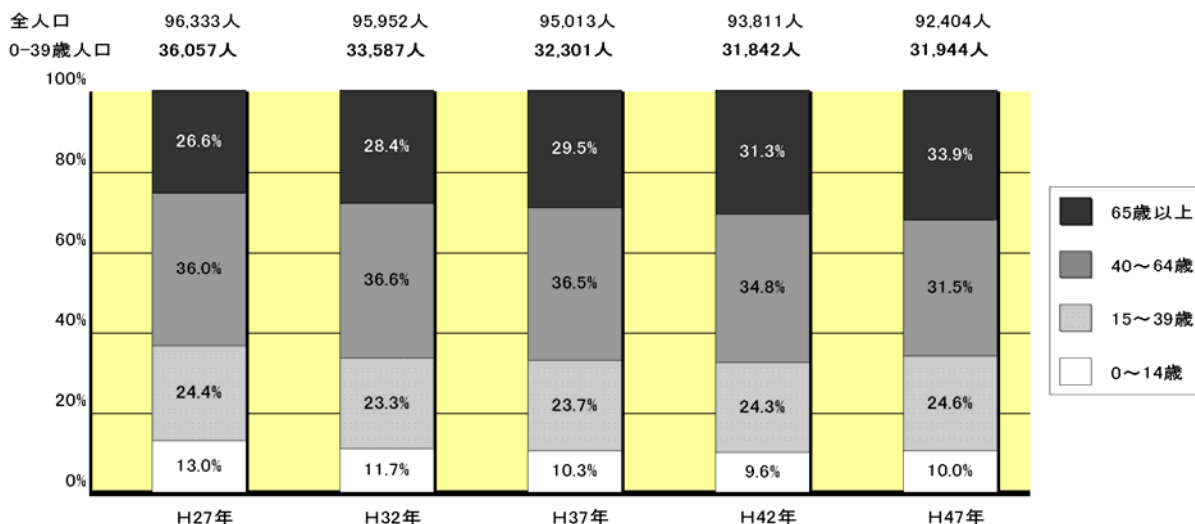
図表 芦屋市年齢4区分別人口の推移



資料 芦屋市住民基本台帳(各年度 10月1日現在)

今後は総人口が減少していき、子ども・若者人口は平成42年ごろに最も少なくなります。一方65歳以上人口は増加し続ける見込みです。

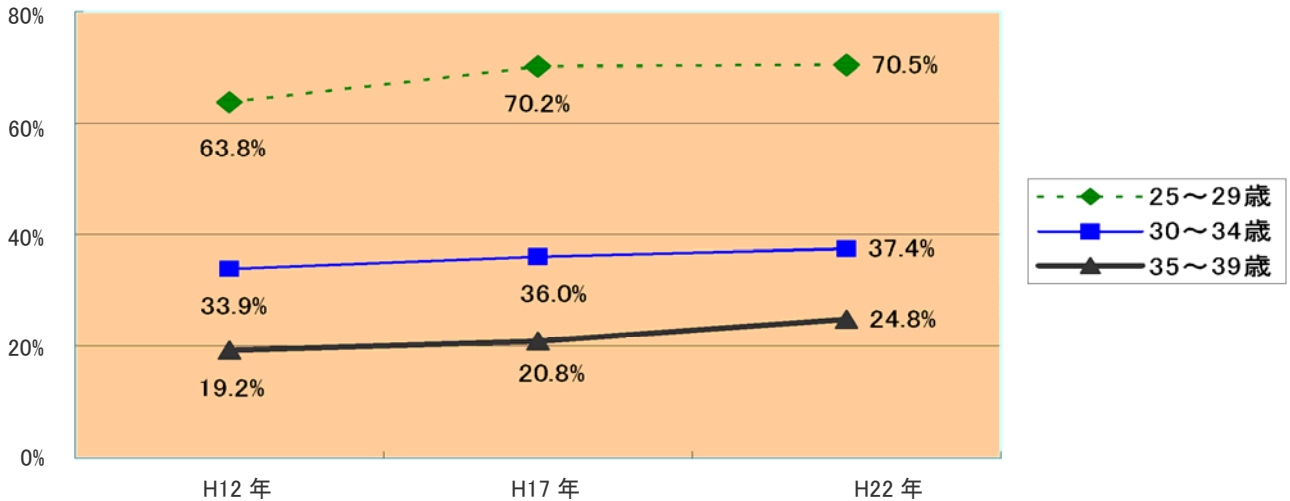
図表 芦屋市年齢4区分別人口の推移見込み



資料 芦屋市第4次総合計画統計

平成12年から本市の若者の未婚率は上昇を続けており、平成22年には25歳から29歳の若者のうち7割以上が未婚の状態で、35歳を超える若者も、4人に1人が未婚となっています。

図表 芦屋市の若者未婚率の推移

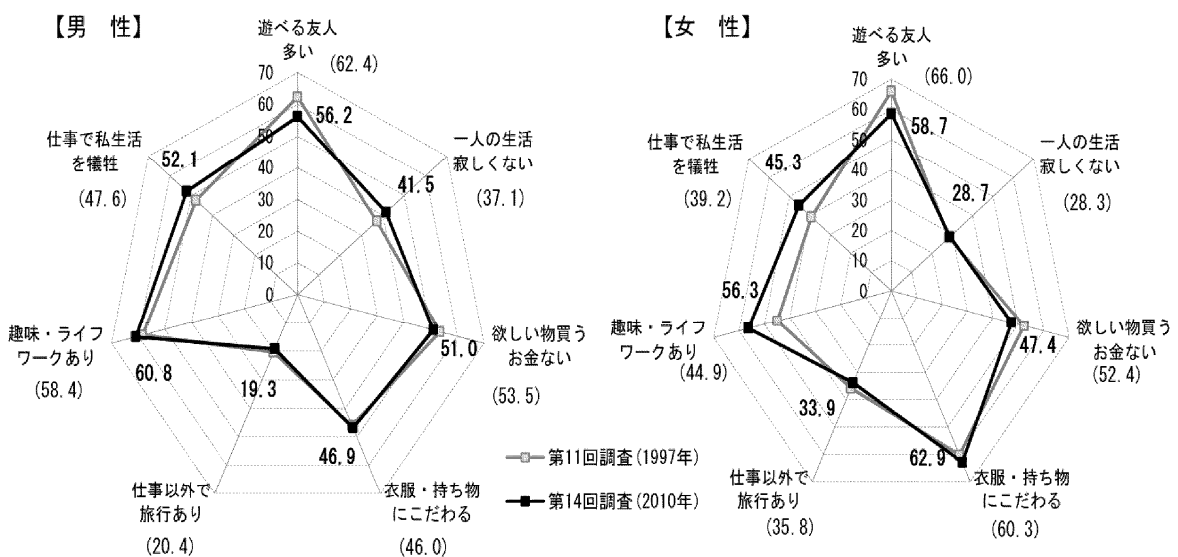


資料 国勢調査

未婚者のライフスタイルを見てみると、男女とも遊べる友人が少なくなったり、仕事で私生活が犠牲になっているという人の割合が増加しています。

一方で、趣味・ライフワークのある人の割合は増加しており、特に女性はその増加が顕著です。

図表 未婚者のライフスタイルの実態



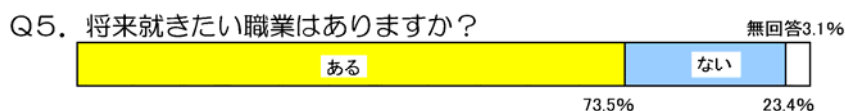
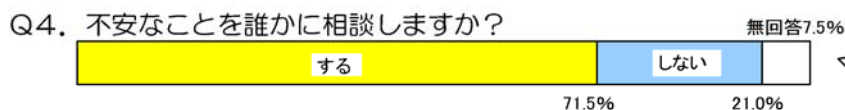
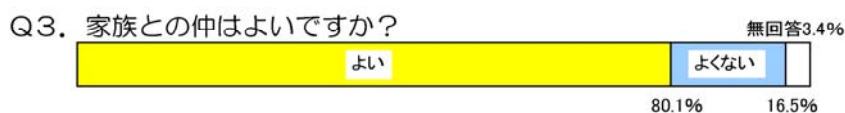
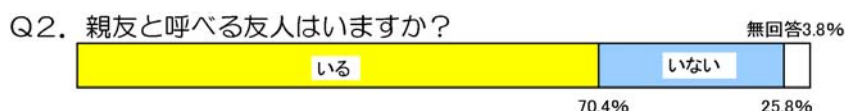
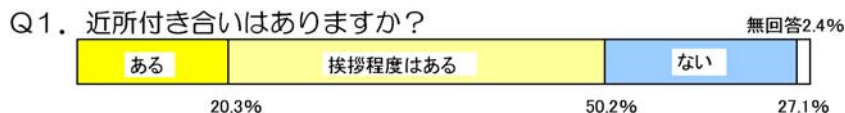
注：対象は18～34歳未婚者。「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合計した回答割合(%)。「仕事で私生活を犠牲」は、職業を持つ人のみ回答。第11回調査の数値は()内に表示。

資料 第14回出生動向基本調査

2 若者の声・地域の声

(1) 若者の声

市内の高等学校に通う約300名の生徒に聞きました。



相談相手は
1位:親
2位:友人
3位:学校の先生
という結果でしたが、
中には相談しない(で
きない)人もいます

Q6. 携帯電話やパソコンの使い方は？



メール、音楽、SNS、ゲームなど
今の若者には必需品となった携帯や
パソコン。
電子で本を読んだり調べものをして
り…と活用の幅は広がるばかりです。

Q7. 学校以外での活動は？

生徒会やボランティアのような社会活動や
スポーツ、ダンスなど趣味も頑張っていま
す。
クラブ以外特に何もしていない人も多いよ
うです。



Q8. 10年後の自分の姿は？

はっきりと分からないが、希望としては仕事を
頑張って、たくさんお金を稼ぎたい。
でも本当に将来自分が働くことができているの
か、不安な気持ちも抱えています。



Q9. 尊敬する大人像は？

優しさ、責任力、ユーモア
があるなど理想は高い。
でも身近な親や先生方も
尊敬の対象になっています。



Q10. 放課後の居場所はどんな所？

静かで学習ができる雰囲気と、飲食ができて
携帯、パソコンも自由に見ることができる雰囲
気のスペースが駅の近くにあれば嬉しい。



(2) 地域の声

「若い世代に対してできる支援について」と題してワークショップを開催し、「居場所」「就労」「関わり、相談」の3テーマに沿って意見交換が行われました。

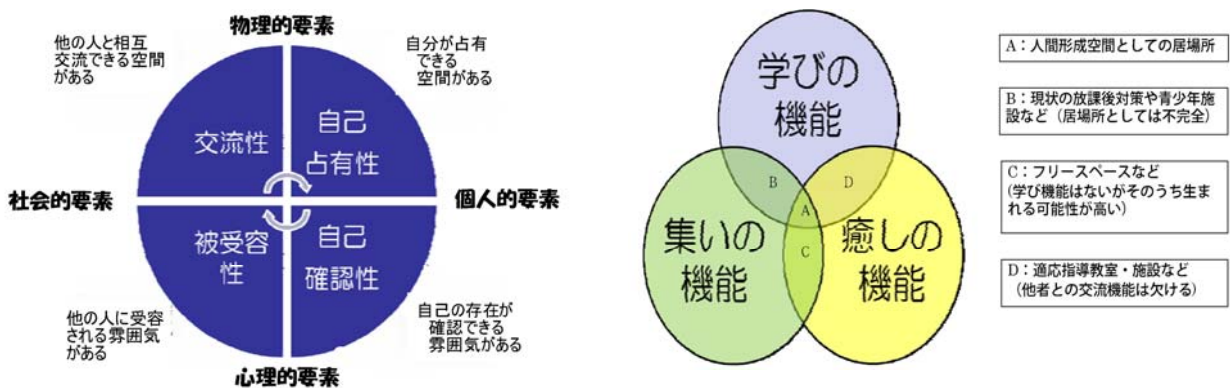
～ワークショップを終えて～

①「若者の居場所について」の主な意見

- ・それぞれが行きたい場所に、行きたい時に行けること
- ・まず建物があり、中を整備した後、そこでどんなことが出来るのかを考えればよい
- ・そこで人と関わりを作る、学びや遊びなどを通し、自己を認めてもらえること

<参考>

「居場所」と言ってもどのような「居場所」が求められているのか、居場所にはどのような機能があるのか、漠然としています。本市では下の図表のような要素を持ち合わせた“いつでも行ける”そして“自分の存在が認められる”空間を、目指すべき「居場所」と考えます。



参考:「児童心理」2008年4月号 金子書房
論文「地域の中の居場所」 日本大学 佐藤春雄

②「若者の自立（就労）について」の主な意見

- ・若者本人たちの意識改革と同時に、大人たち自身の意識改革が必要
- ・若者が親以外にも頼っていいと思えるようなサポート体制や信頼感が必要
- ・具体的なサポート案として、「本当の就職体験を見せる機会作り」や若者が参加する、学校でのボランティア活動等を通じた「異世代間交流」などをしてみるのが有効
- ・人との繋がりがあれば、(若者の) 就労支援のための特別な場所はなくてもよい

③「若者との関わり（相談）について」の主な意見

- ・予約無しでも、いつでもどこでも気軽に行くことが出来る場所が大事
- ・相談の全体を繋げてまとめるコーディネーター役と、ネットワーク作りが必要
- ・市民の方々に理解してもらうことが必要なので、困難な状況にある人の存在について、広報や啓発も大事

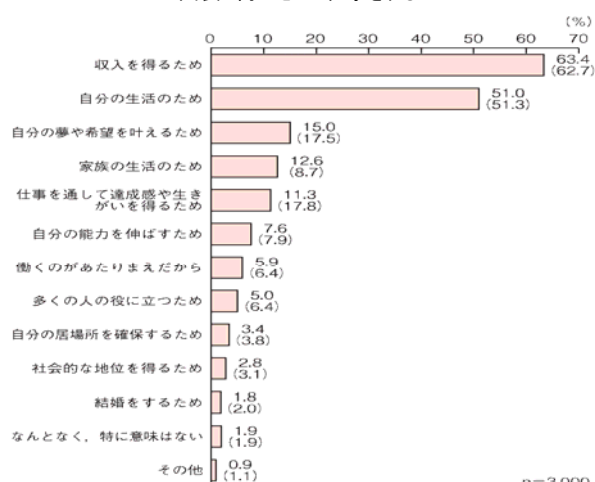
3 若者の就労意識と若年無業者について

少子高齢化と人口減少社会の中であって、就業の面では若年人口の減少や団塊世代の退職による労働力不足から経済社会への影響が懸念され、労働力の確保の観点で、若者に対する就労支援が課題とされています。

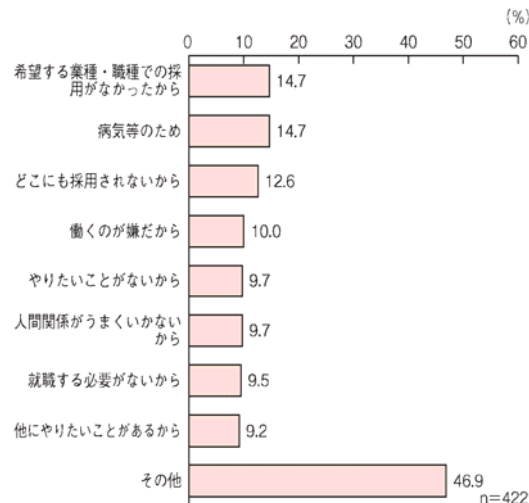
国が実施した無作為抽出の15歳～29歳対象のインターネット調査結果によると、全国的に若者が仕事をする理由として最も数値が高かったのは「収入を得るため」で、次いで「自分の生活のため」となっています。生きていくためには仕事をする必要があるという勤労観がうかがえます。一方仕事を選ぶ理由として「収入」や「好きなこと」や「安定」が大切だと考えており、若者の強い個人的な志向がうかがえます。

現在働いていない理由としては「希望する業種・職種での採用がなかったから」や「どこにも採用されないから」など雇用の厳しさの原因が上位となっていますが、中には「働くのが嫌だから」や「やりたいことがないから」など、一部意欲に欠ける若者の意見も見られます。これは若者自身の問題だけではなく、就職難の時代背景と、働いてもゆとりのある収入が得られない社会の現状が、就労意欲に影響を与えていることが分かります。

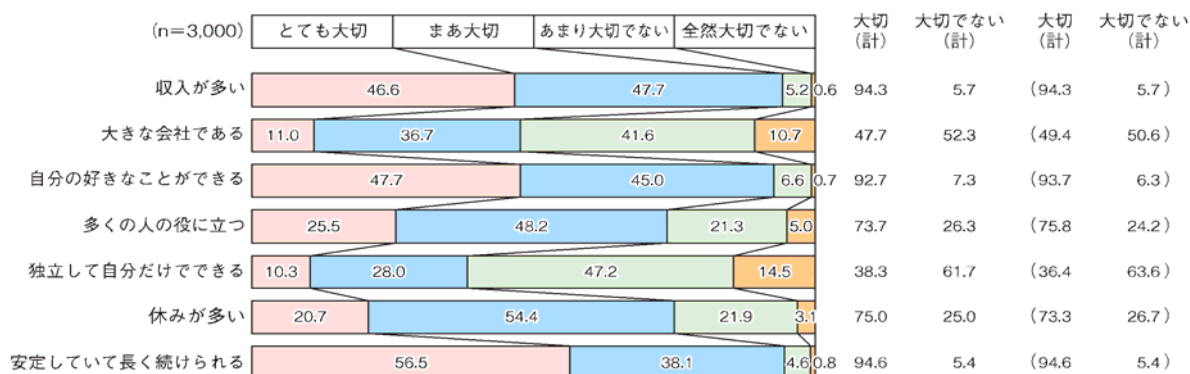
図表 何のために仕事をするのか



図表 現在働いていない理由



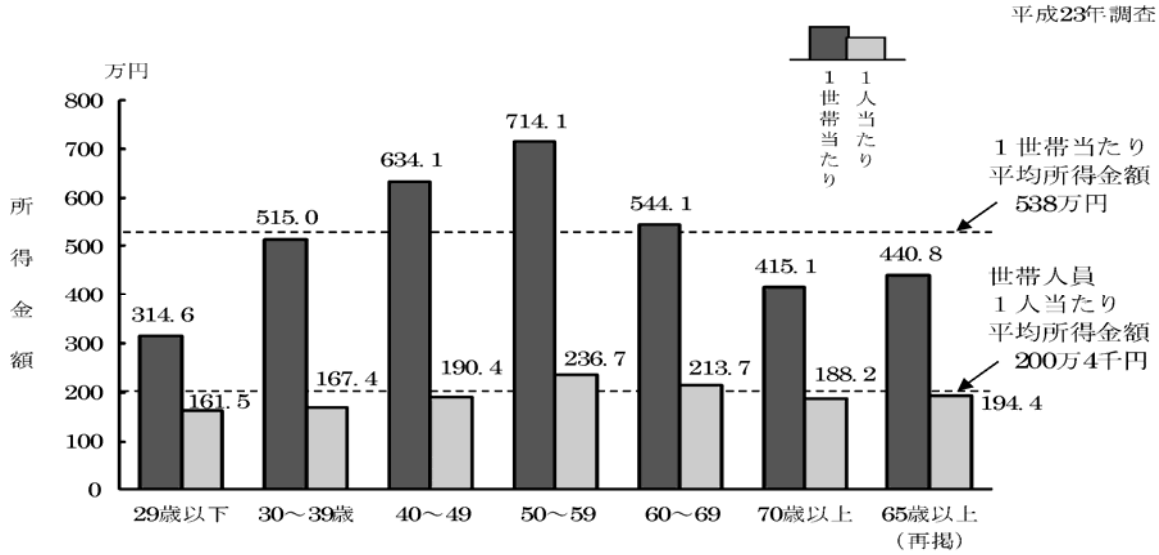
図表 仕事を選ぶ理由として何がどのくらい大切か



資料 H24年子ども・若者白書(3つとも)

若者の平均所得を全年齢区分と比較すると、世帯としても1人当たりとしても低い状態です。

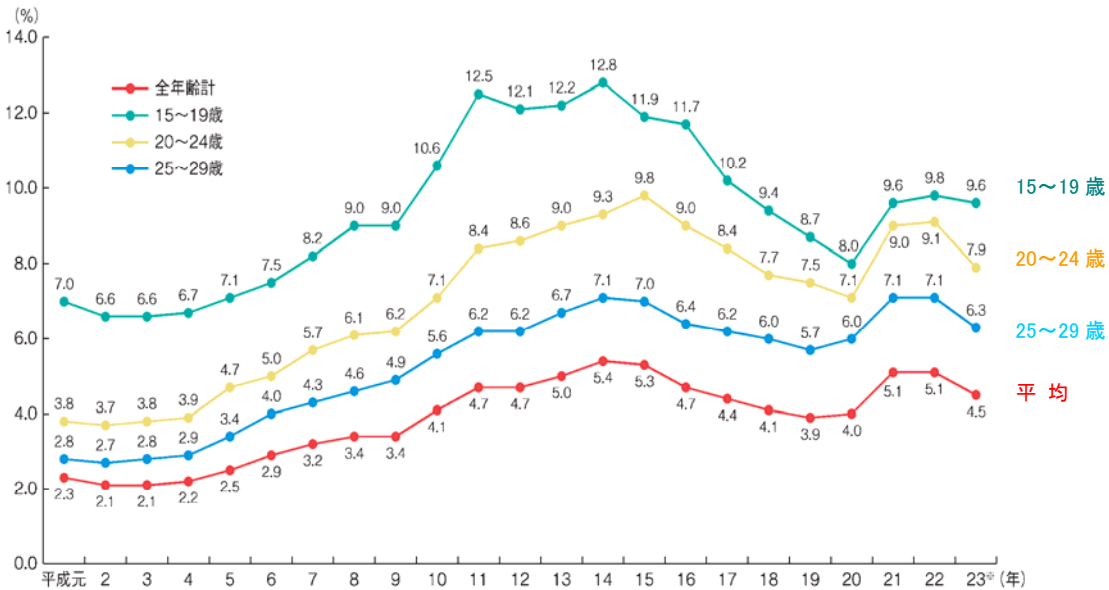
図表 世帯主の年齢階級別に見た1世帯当たり1人当たり平均所得金額



資料 H24年国民生活基礎調査

若者失業率は全年齢を対象にした平均と比較すると、常に高い状態で推移しています。

図表 若者失業率の推移

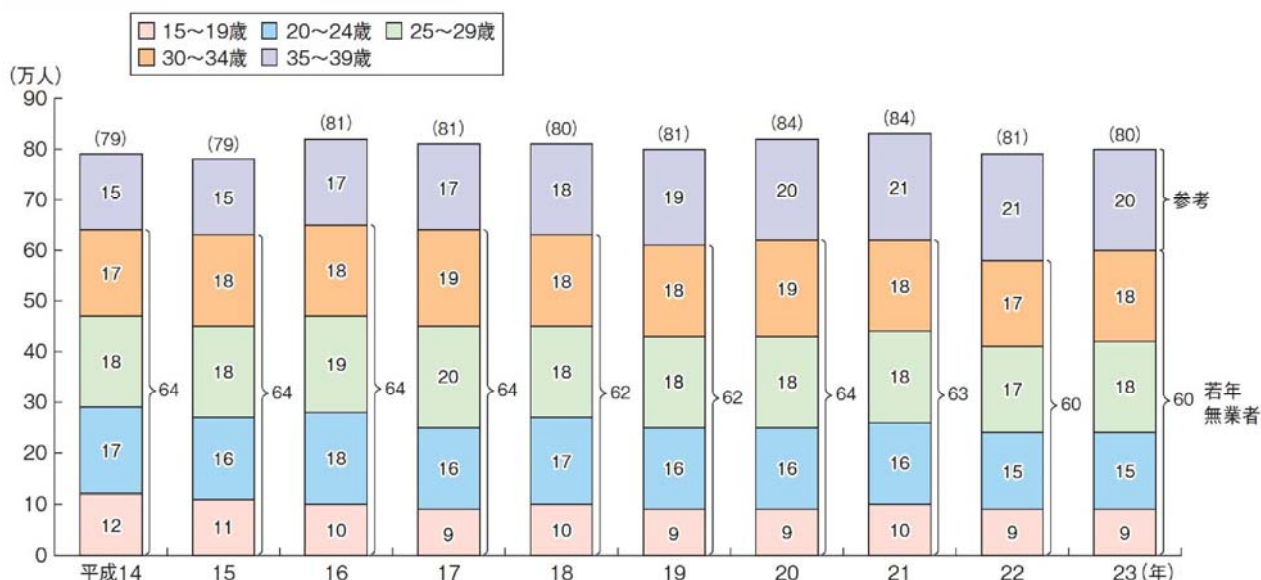


※東日本大震災の影響により、平成23年平均の結果については、岩手県、宮城県及び福島県を除く結果を掲載。
資料：総務省「労働力調査」

資料 H24年子ども・若者白書

平成23年の若年無業者（15歳～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数は60万人となっています。また、35歳～39歳の若年無業者は平成14年と比較して、5万人増加している状況です。

図表 若年無業者数の推移

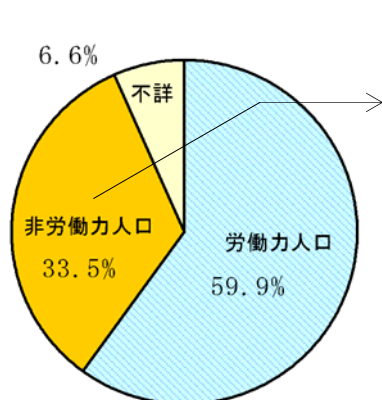


- (注) 1 若年無業者については年齢を15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者として集計（グラフでは、参考として、35～39歳について記載した）。
- 2 15～34歳計は、「15～24歳計」と「25～34歳計」の合計。「15～24歳計」、「25～34歳計」それぞれの内訳については、千人単位を四捨五入しているため合計と合わない。

資料 H24年総務省統計局労働力調査

平成22年の本市の状況を見ると、非労働力人口の中には主婦や学生も含まれますが、就労も家事も通学もしていない若年無業者の可能性のあるケースが4.1%あり、特に25～29歳の年代でその割合が高くなっています。

図表 芦屋市15～39歳の非労働力人口割合とその内訳



	(単位:人)			計
	家事	通学	その他	
15～19歳	24 (0.7%)	3,240 (97.7%)	53 (1.6%)	3,317
20～24歳	103 (6.6%)	1,352 (86.5%)	108 (6.9%)	1,563
25～29歳	437 (69.2%)	124 (19.6%)	71 (11.2%)	632
30～34歳	1,139 (91.4%)	48 (3.9%)	59 (4.7%)	1,246
35～39歳	1,718 (95.8%)	16 (0.9%)	59 (3.3%)	1,793
計	3,421 (40.0%)	4,780 (55.9%)	350 (4.1%)	8,551

資料 H22年国勢調査

4 不登校・ひきこもりについて

文部科学省は、不登校の児童生徒を『何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの』と定義しています。本市における不登校児童生徒の割合は全国、県平均よりも低い状態ですが、小学生についてはその割合は21年度から増えています。市が開設している適応教室（のびのび学級）に通っている児童生徒の数には大きな変化はありませんが、不登校児童生徒の中には学校・家庭・適応教室が連携して登校支援を続けることにより、学校復帰している生徒もいます。

図表 不登校児童生徒数

(単位 人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
小学校	8	5	16	12	17
中学校	23	19	31	36	33
合計	31	24	47	48	50

資料 学校教育課

図表 適応教室入級実数

(単位 人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
小学校	3	0	2	1	3
中学校	10	14	9	9	11
合計	13	14	11	10	14

資料 学校教育課

図表 不登校児童生徒の割合

(単位 %)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
小 学 校	芦屋市	0.19	0.11	0.35	0.26	0.37
	兵庫県	0.24	0.23	0.22	0.23	0.25
	全国	0.34	0.32	0.32	0.32	0.33
中 学 校	芦屋市	1.76	1.48	2.32	2.56	2.20
	兵庫県	2.76	2.77	2.69	2.60	2.60
	全国	2.91	2.89	2.77	2.73	2.64

資料 兵庫県指標の森

※ データについて: 第2章, 第4章に小・中学生のデータを示していますが, 小・中学生時の体験が基礎になって若者の自我の形成に結びつくことを表す参考資料として掲載しています。

厚生労働省は、ひきこもりを『自宅にひきこもって学校や会社に行かず、家族以外との親密な対人関係がない状態が6ヶ月以上続いており、統合失調症やうつ病などの精神障がいが第一の原因とは考えにくいもの』と定義しています。

その中で、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当した者を「狭義のひきこもり」、
「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する」に該当した者を「準ひきこもり」と分類したところ、全国での推計数はそれぞれ23.6万人、46.0万人となりました。さらに、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた広義のひきこもりは、69.6万人となります。

図表 ひきこもりの定義・推計数

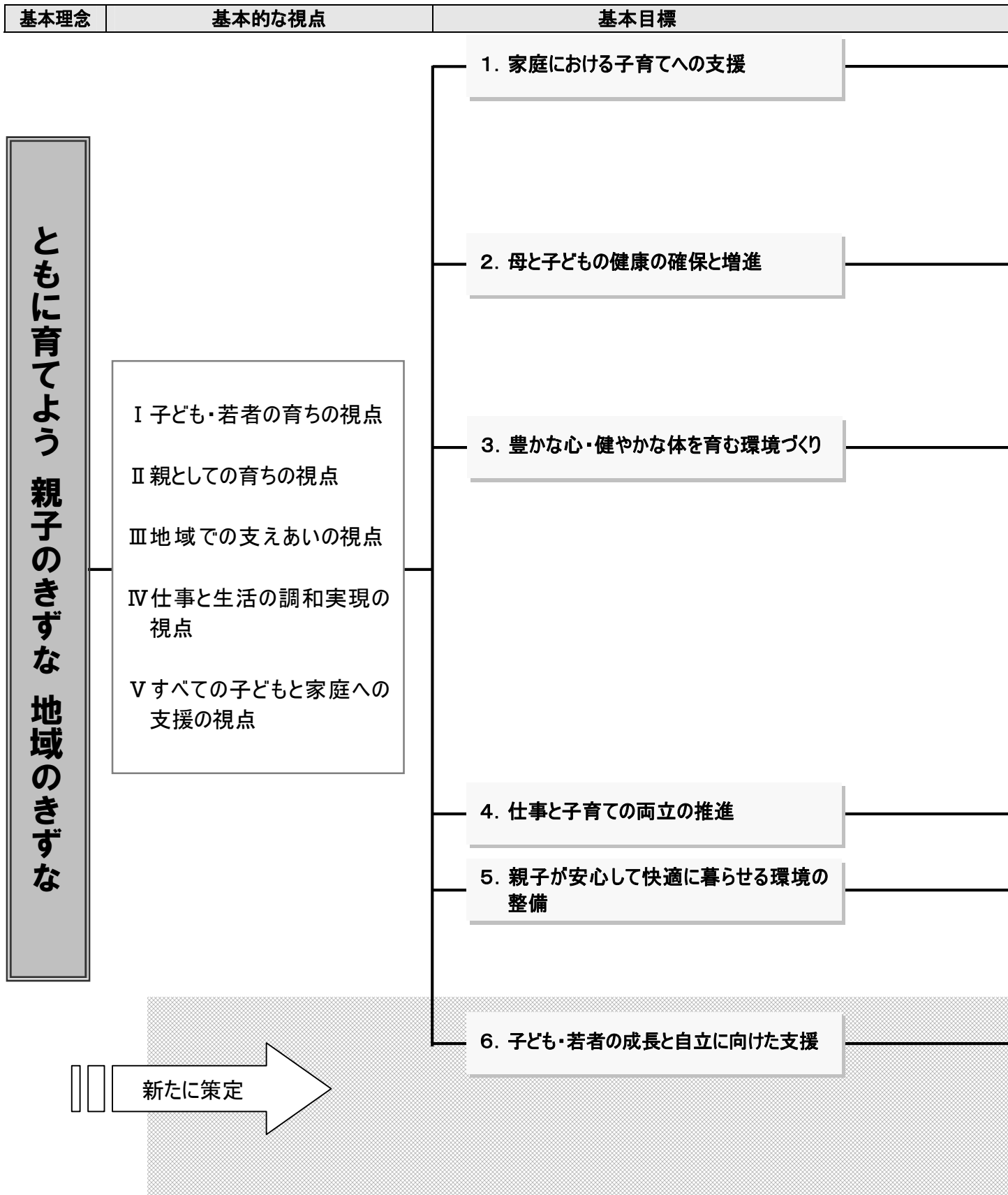
(注1)	〔有効回収率に占める割合(%)〕	〔全国の推計数(万人)(注2)〕	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	15.3	狭義のひきこもり 23.6万人 (注3)
自室からは出るが、家からは出ない	0.09	3.5	
自室からほとんど出ない	0.12	4.7	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する	1.19		準ひきこもり 46.0万人
計	1.79		広義のひきこもり 69.6万人

- (注) 1 ア) 現在の状態となって6か月以上の者のみ
イ) 「現在の状態のきっかけ」で、「病気(病名:)」に統合失調症又は身体的な病気、又は「その他()」に自宅で仕事をしていると回答をした者を除く。
ウ) 「ふだん自宅にいるときによくしていること」で、「家事・育児をする」と回答した者を除く
2 総務省「人口推計」(2009年)によると、15~39歳人口は3880万人より、有効回収率に占める割合(%)×3880万人=全国の推計数(万人)
3 厚生労働省の新ガイドラインにおけるひきこもりの推計値は25.5万世帯となっており、ほぼ一致する。
資料: 内閣府「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」

本市の平成23年10月1日現在の15~39歳人口は25,511人で、ひきこもりの定義・推計値に置き換えてみると、以下のような結果になります。

	〔有効回収率に占める割合(%)〕		
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	102人	狭義のひきこもり 154人
自室からは出るが、家からは出ない	0.09	22人	
自室からほとんど出ない	0.12	30人	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する	1.19		準ひきこもり 303人
合計	1.79		広義のひきこもり 457人

第3章 計画の基本的な考え方



「基本理念」は計画の基礎となるものなので、次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）を引き継ぎ、「基本的な視点」に若者の視点を、「基本目標」に新たな若者支援の柱を追加します。

施策の方向	個別施策
(1) 多様な子育て支援サービスの充実	①教育支援 ②子育てに関する相談 ③子育てに関する情報提供・学習機会 ④親子・親同士の交流の場
(2) 子育て支援のネットワークづくり	①地域での子育て意識づくり ②子育て支援のネットワークづくり
(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	①自立支援に向けた相談等 ②生活支援（重点）
(4) 子育て家庭への経済的支援	①養育費、教育費への支援（重点）
(1) 食生活と健康	芦屋市健康増進・食育推進計画に包括、推進
(2) 母と子どもの健康の確保	
(3) こどものこころのやさらかな発達の促進	
(4) 思春期保健対策の充実	
(5) 小児医療の充実	
(1) 次代の親の育成	①子育てに関する学習やふれあいの機会
(2) 家庭の教育力の向上	①親となるための学習機会や支援（重点） ②家庭の教育問題に対する相談
(3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	①幼児教育環境の充実 ②学校教育環境の充実 ③保護者・地域から信頼される学校園づくり
(4) 地域における子どもの居場所づくりの推進	①居場所づくり（重点） ②児童館における活動 ③保育所、幼稚園、図書館、公民館、その他公共施設における活動 ④地域関係団体等の育成・支援
(5) 子どもの人権が尊重される取組の推進	①意識啓発 ②相談・支援（重点） ③被害にあった子どもの保護
(6) 障害児施策の充実	芦屋市障害者（児）福祉計画 第5次中期計画、 芦屋市第3期障害福祉計画に包括、推進
(7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	①有害環境対策
(1) 保育サービス等の推進	①保育サービス等の充実（重点）
(2) 仕事と子育ての両立を図るための意識啓発	①労働者や市民、企業への意識啓発（重点）
(1) 良好な居住環境の確保	①子育て世代等への住宅施策
(2) 子どもにやさしい環境の整備	①福祉のまちづくりの推進（重点） ②交通安全対策
(3) 犯罪や事故から子どもを守るための環境の整備	①防犯対策（重点）
(1) 社会参加と居場所の充実	①社会参加の機会の拡大 ②気軽に集える居場所づくり
(2) 地域で支える仕組みづくり	①自立に向けた相談支援 ②地域のネットワークの充実

第4章 施策の推進方向

基本目標6 子ども・若者の成長と自立に向けた支援

(1) 社会参加と居場所の充実

現状と課題

市内の学校で行った学習調査によると、子どもたちは小学校のときから塾等に通うことが多く、夕食を家族と一緒に取ったり、家の手伝いをしたりする家庭での経験はやや少ない傾向があります。また、読書をしたり地域の行事に参加したりするという体験も低い割合です。

一方で多くの子どもたちは、学校の授業以外の学習を頑張り、家庭での約束事も守っています。経験や体験は少ないが学習レベルは高い、優等生的な子ども像が浮かんでいますが、その子どもたちもやがて成長し若者になったときには、自分で困難を乗り越えていかねばなりません。

困難な状況に立ち向かう“生きる力”は子どものときからの様々な体験や、友達をはじめとする周囲の人との交流によって育まれます。子どもから若者へ成長する過程で、自我を確立させるために、家庭では体験できない機会や家庭とは違う居場所（第3の場所）が求められています。

※ 第3の場所…家、学校（職場）の次に不可欠な場所（アメリカの社会学者レイ・オールデンバーグの定義）

施策の方向性

子どもから大人まで気軽に利用できる居場所づくりを推進し、ボランティア活動や多世代・地域間交流等の様々な活動の機会や情報の提供を行い、次代を担う子ども・若者が社会性を学び、大人になるための準備ができるような取り組みを目指します。

地域協議会、青少年問題協議会からの意見

- ・大人が事前に危ないと言って物事をさせなかったことが、子どもや若者の経験を奪う形になったのではないか。
- ・ボランティアのように社会貢献できるような活動に巻き込むことが必要である。
- ・自然活動体験など、芦屋の地を活かした取り組みをして欲しい。
- ・色々な所で色々な人と関わることで、新しい道が見えてくるのではないか。
- ・若者がたむろすることを罪悪視しないような大人の意識の改革も必要ではないか。
- ・生活環境を重視する大人が、子ども・若者の自由な居場所を奪ってきている。

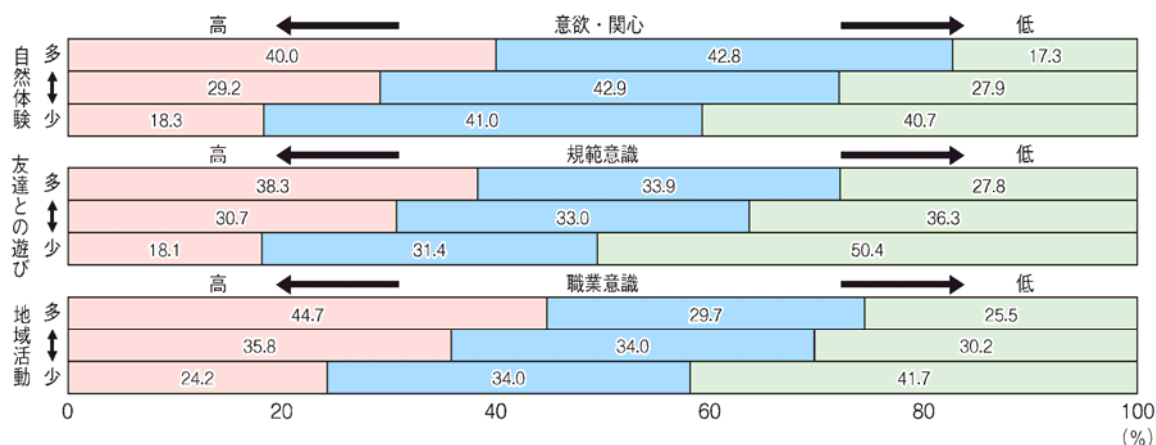
※ 地域協議会、青少年問題協議会で出た貴重な意見を一部そのまま掲載しています。

図表 芦屋市の小中学生の状況 I

内 容	校種	H23年度	H22年度	H22年度
		芦屋市	芦屋市	全国
学習塾(家庭教師を含む)に通っていない	小学校	31.1	29.4	52.6
	中学校	17.1	22.0	36.9
学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日あたり3時間以上、勉強する。(学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間も含む)	小学校	39.9	38.1	11.4
	中学校	26.3	13.1	10.2
家の人と普段(月曜日から金曜日)、夕食を一緒に食べている	小学校	55.1	56.7	71.4
	中学校	45.2	51.7	57.4
家の手伝いをよくしている	小学校	25.5	25.5	31.9
	中学校	17.3	16.1	20.6
携帯電話の使い方について、家の人と約束したことを守っている。(だいたい守っている)	小学校	43.9	42.1	25.8
	中学校	48.0	43.1	40.2
今、住んでいる地域の行事に参加している(どちらかといえば、参加している)	小学校	41.4	39.0	61.6
	中学校	32.3	21.8	34.3
読書が「好き」だ(どちらかといえば、好きだ)	小学校	67.2	75.5	73.0
	中学校	61.8	53.0	68.8
学校で友達に会うのは楽しい	小学校	81.2	84.0	83.5
	中学校	77.6	76.2	76.7

資料：平成23年度 全国学力・学習状況調査結果

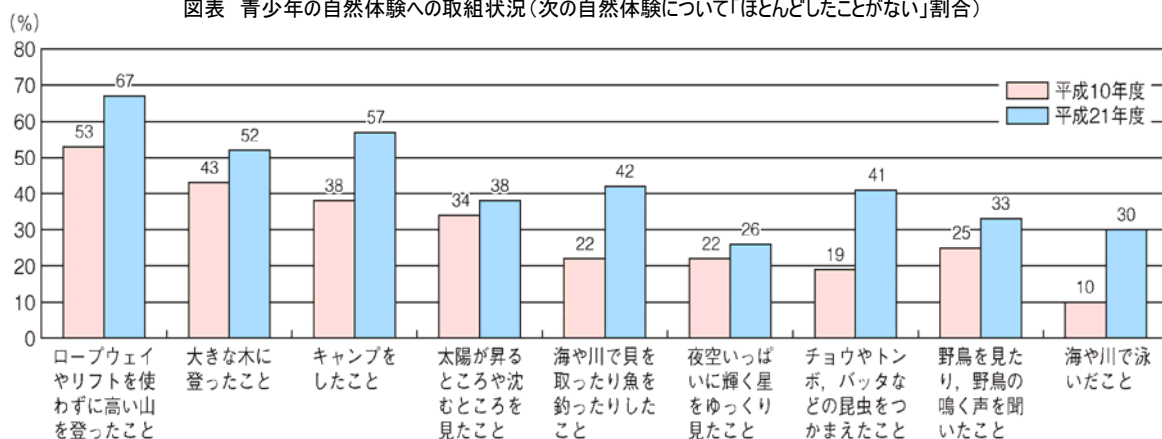
図表 子どもの頃の体験と大人になってからの意欲・関心等の関係



資料：独立行政法人国立青少年教育振興機構「[子どもの体験活動の実態に関する調査研究] 報告書(平成22年10月)」より作成

資料 H24年子ども・若者白書

図表 青少年の自然体験への取組状況(次の自然体験について「ほとんどしたことがない」割合)



資料：独立行政法人国立青少年教育振興機構「[青少年の体験活動等と自立に関する実態調査] 報告書 平成21年度調査」より作成

資料 H24年子ども・若者白書

具体事業一覧

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 23 年度 実績	平成 26 年度 目標
社会参加の機会の拡大					
54	芦屋三大まつりでの交流<再掲>	市民参画課 経済課 公園緑地課	「芦屋さくらまつり(4月)」、「芦屋サマーカーニバル(7月)」、「公園緑地課」、「あしや秋まつり(10月)」(経済課)の三大まつりを通じて、世代間交流を図る。	実施	継続
55	市民フェスタ<再掲>	市民参画課	市内のNPO団体の子育て支援活動を含む活動の発表及び市民との交流により地域での子育ての意識の向上を図る。	実施 (年1回)	継続
116	次代の親の育成のための保育体験<再掲>	こども課	子育てセンターで、夏休み等に次代の親となる中・高・大学生に保育体験の場を提供する。	実施	継続
131	ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成<再掲>	児童センター 学校教育課 打出教育文化センター 青少年愛護センター 公民館	携帯電話やパソコン等、情報機器の適正な利用や、発信される情報の適正な判断能力を養うための情報教育を行う。	実施	継続
140	環境教育推進事業<再掲>	学校教育課	小学3年生全員を対象に里山・田や畑・川や海岸において環境体験活動を実施する。	実施	継続
141	自然学校事業<再掲>	学校教育課	小学5年生全員が家庭を離れ、4泊5日の野外活動宿泊を実施する。	実施	継続
147	トライやる・ウィーク<再掲>	学校教育課	地域社会や豊かな自然の中で、保護者や地域のボランティアの協力を得て、公立中学校2年生全員が職場体験活動、文化活動、ボランティア活動等の様々な体験活動を行う。	実施	継続
192	青少年センターでの事業<再掲>	青少年育成課	青少年の交流を目的とした事業を夏休みや四季を通じて実施する。	実施	継続
195	中高生をリーダーとするボランティア等の活動<再掲>	青少年育成課	中高生の自主性を尊重し、かつ、地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養うことができるよう、リーダーの育成・支援を行う。	実施	継続
196	中高生向けの文化、スポーツ活動<再掲>	生涯学習課	コミスクと連携して、子どもがスポーツ・文化活動に参加する機会を増やす。	実施	継続
257	成人式の企画・運営	青少年育成課	新成人が成人式の企画・運営をし、大人への第一歩を踏み出す機会を作る。	実施	継続
258	青少年リーダーの育成	青少年育成課	近隣の大学生・高校生を集めて地域のイベントを行うリーダーを養成し、地域社会に参加する機会を作る。	実施	継続
259	出会いサポート事業	地域福祉課 青少年育成課	兵庫県が実施する縁結びプロジェクトの広報やチラシの配布を通じて啓発に努める。	実施	充実

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成23年度実績	平成26年度目標
気軽に集える居場所づくり					
77	子育て支援センター <再掲>	こども課	福祉センターに子育て支援センターを開設し、子育てセンター、家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター等を1か所にまとめ、更に学齢期の居場所事業を行い、子育て支援の拠点とする。	実施	充実
144	適応教室 「のびのび学級」 <再掲>	学校教育課	不登校傾向の子どもたちのために設置されたスペース。子どもたちが自分で考え、学習し、相談を受けたりしながら、体験を通して自分自身や対人関係に自信を持ち、自立する力を培うことで学校へ復帰できるよう援助する。	実施	継続
155	地区集会所の有効活用 <再掲>	市民参画課	地区集会所を地域のコミュニティ活動の場として提供する。	実施	充実
156	その他公的施設の空きスペースの開放 <再掲>	福祉センター健康課 児童センター教育委員会管理課 青少年育成課	子どもの居場所づくりを推進するため、公的施設の空きスペースの有効活用を図る。	実施	継続
157	世代を超えて集える遊び場 <再掲>	こども課	いつでも気軽に世代間、異年齢交流が図れるよう、世代を超えて自由に集える場づくりを推進する。	実施	継続
177	自習室の設置 <再掲>	児童センター	子どもが自由に来て学習ができるよう、自習室を開放する。	実施	継続
260	図書館のフリースペース	図書館	学習するだけでなく自由に憩える場を整備し、市民に開放する。	実施	継続

第4章の具体事業一覧の見方

再掲…後期計画に既に挙がっている事業の中から本計画の対象と思われるもの

事業の取り組みが将来的に若者の育成支援につながるもの

→事業を推進するとき、担当課は若者の視点を取り入れて取り組む

網掛け…後期計画に挙がっていないが、現在事業として実施しているもの及びこれから取り組むもの



(2) 地域で支える仕組みづくり

現状と課題

市内の学校で行った学習調査によると、小中学生とも高い割合で「人の役に立つ人間になりたい」「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と考えています。小中学生時の理想や正義感をいつまでも持ち続け、大人へと成長していくことが望ましい姿です。

しかし、子ども・若者の中には、携帯やその他電子機器の普及が影響し、インターネットに依存して情報に踊らされたり、対人コミュニケーション力が乏しくなったり、ささいなことでもいじめや暴力に巻き込まれてしまったりする者がいます。また、不登校やひきこもりになったため、中には自尊感情が弱くなったり、円滑な社会生活を営むことに支障が出たりする者もいます。

今、家庭や地域における養育力の低下が指摘される中、社会全体で子ども・若者の健全な成長を支える体制づくりを進めることが求められています。

本市でも、困難な状況にある子ども・若者やその家族からの相談を、色々な窓口で対応し支援につなぐ取り組みを行っていますが、今後は関わった機関がネットワークを活かし、それぞれの専門性を発揮した一層の支援を行うことのできる仕組みが必要です。

施策の方向性

困難な状況にある子ども・若者本人やその家族に対し、自立に向けて支援する体制を整えていきます。まず、はじめの一步を踏み出せるような相談窓口を設け、個別支援の方法を探ります。また、仲間同士の支えあいや交流を大切に、地域の多様な協力者が、子ども・若者の声を聞き、支援していけるような体制づくりを推進していきます。

地域協議会、青少年問題協議会からの意見

- ・子どもの身近にいるのは親なので、親に啓発をする取り組みが必要ではないか。
- ・ネット社会で情報が溢れ、知識も経験もないのに情報に踊らされている。
- ・引きこもりやニートと呼ばれる若者が生まれにくいという施策が大事である。
- ・当事者の自立に向けた一貫した支援が必要である。
- ・必要とされる場所があったり、自分が出て行って何かができたりすると、子どもは自信を持つことができる。
- ・支援を受けている人が支援することができるようになるきっかけづくりが必要。

※ 地域協議会、青少年問題協議会で出た貴重な意見を一部そのまま掲載しています。

図表 芦屋市の小中学生の状況 II

内 容	校種	H23年度	H22年度	H22年度
		芦屋市	芦屋市	全国
人の役に立つ人間になりたいと思う	小学校	67.1	71.3	68.7
	中学校	67.3	61.1	64.7
人が困っているときは、進んで助けている	小学校	23.0	30.6	25.3
	中学校	21.3	18.1	19.0
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う	小学校	65.4	74.4	75.7
	中学校	61.2	63.4	63.3
年上や年下の友達と一緒に遊んだり、勉強をしたりすることがありますか(※)	小学校	29.2	—	—
	中学校	11.8	—	—
携帯電話で通話やメールをほぼ毎日している	小学校	19.3	17.6	9.5
	中学校	45.6	36.4	30.3

(※)23年度に新設された質問

資料：平成23年度 全国学力・学習状況調査

家庭児童相談室では、「育児やしつけ」「不登校」「性格行動」といった様々な相談に対応しており、毎年相談件数が増加しています。

図表 年度別相談処理件数推移(家庭児童相談員)

内 容		H19	H20	H21	H22	H23
面接指導	助言指導	24	25	56	41	71
	継続指導	43	50	71	56	37
	他機関あつせん	10	4	8	11	10
児童相談所送致		0	1	1	0	0
その他の相談		4	2	0	1	6
計		81	82	136	109	124

資料 こども課

教育委員会にも、様々な相談機関があり、相談の特性に応じて専門的な対応をしています。

図表 教育委員会における年度別相談件数推移

実施機関	内 容	H19	H20	H21	H22	H23
適応教室 (のびのび学級)	不登校の児童生徒及び保護者の相談	32	32	34	69	85
カウンセリング センター	心理相談・ストレス・心身症・怠学・不登校・非行・性など教育相談全般	395	258	167	354	405
青少年愛護 センター	青少年の問題全般について	41	15	14	30	17

資料 事務報告書

第4章 施策の推進方向

基本目標6 子ども・若者の成長と自立に向けた支援

具体事業一覧

事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成23年度実績	平成26年度目標
自立に向けた相談支援					
7	女性の悩み相談 <再掲>	男女共同参画推進課	夫婦間や家族間に生じる問題、心の悩み等、女性の視点から専門相談員が相談に応じる。	実施	充実
8	民生委員・児童委員による相談、指導 <再掲>	地域福祉課	各地区において地域住民の生活に関する相談、支援や、ひとり親家庭、障がい者等の福祉行政への協力をを行う。	実施 (113人)	継続
12	家庭児童相談 <再掲>	こども課	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また子どもの虐待に関する相談・指導等適切な対応を行う。	実施	継続
20	カウンセリングセンターの電話、面接相談 <再掲>	学校教育課	保護者を対象に、不登校、無気力、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。	実施 (電話：週3日 面接：週2日)	継続
23	青少年愛護センターの相談 <再掲>	青少年愛護センター	青少年の問題全般について、電話、来所及び訪問による相談活動を実施する。	実施 (月～金)	継続
137	スクールカウンセラー、保健室の活用 <再掲>	学校教育課	子どもが身近なところで気軽に相談できるように、スクールカウンセラーの配置、保健室の充実を図る。	実施 (5校)	継続
230	労働相談窓口の紹介 <再掲>	経済課	労働問題全般に関する相談窓口を紹介し、情報提供や支援を行う。	実施	継続
261	人権擁護事業	人権推進課	特設人権相談所を開設し人権擁護委員が人権に関する相談に広く対応し、問題解決を図る。	実施	継続
262	「福祉から就労」支援事業	生活援護課	生活保護・住宅手当の支援を受けている人、特に稼働年齢層に力を入れて就労に向けて、ハローワークと連携を図り自立を促進する。	実施	充実
263	福祉の総合相談窓口	福祉センター	福祉に関する悩み全般を相談員が聞き、解決に向けた道筋を作る。	実施	継続
264	市民相談窓口	お困りです課	日常生活に問題を抱えている市民に対し、問題解決の糸口や情報提供等のアドバイスにより問題解決に向けての手助けをする。	実施	継続
265	若者相談	青少年育成課	困難な状況にある若者に関する相談を受け、本人や親が抱える課題を見つけ、途切れのない支援をする。	未実施	実施
266	相談窓口の啓発	青少年育成課	市内の各所に啓発グッズやポスターを設置することにより、若者相談の場所を周知し、相談に来所しやすい環境を作る。	未実施	実施
267	親への支援	青少年育成課	支援を必要とする家族が学びあえる場を開催する。	未実施	実施
268	仲間同士の支えあいの支援	青少年育成課	困難な状況にある若者やその家族が交流し成長しあえる場のサポートをする。	未実施	実施

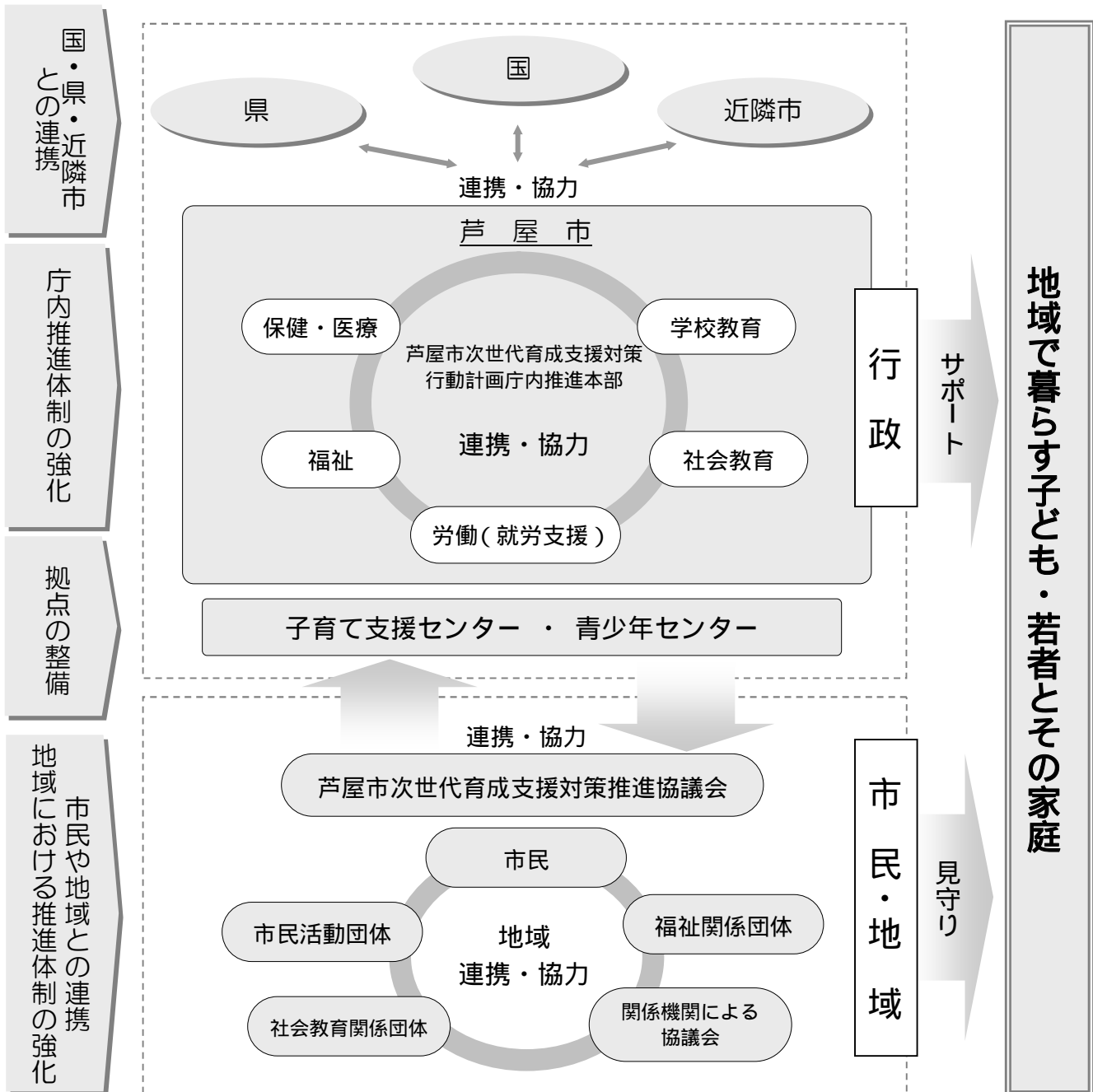
事業 No.	事業名	担当課	事業内容	平成 23 年度 実績	平成 26 年度 目標
地域のネットワークの充実					
56	自治会活動への支援 ＜再掲＞	市民参画課	自治組織の活動を支援し、地域住民の連帯意識を深め、コミュニティの活性化を促進する。	実施 (81団体)	継続
63	地域あいさつ運動の推進 ＜再掲＞	防災安全課 学校教育課 青少年愛護センター	地域での子育て支援、見守り活動として、まちづくり防犯グループ等の地域住民による子育て家庭や子どもへの声掛け、あいさつ運動を促進する。	実施	継続
66	コミュニティ・スクールへの支援 ＜再掲＞	生涯学習課	学校等において地域住民がスポーツ、文化、レクリエーション等を通じてコミュニティを深める活動に対して、支援する。	実施 (9コミスク)	継続
67	あしや市民活動センター ＜再掲＞	市民参画課	市民団体の協働の拠点として、子育て支援その他市民団体の活動に関する情報交換・団体間の交流・ネットワーク化を支援する。	実施 (登録263団体)	充実 (登録数の増加)
69	保護司会等関係団体との連絡会 ＜再掲＞	地域福祉課	保護司会関係団体との連携を図るために、連絡会議を行う。	実施	継続
70	芦屋市地域福祉推進協議会 ＜再掲＞	地域福祉課	児童、高齢者、障がい者に関する地域での課題解決のため、市全体の地域発信型ネットワークの充実を目指す。	実施	継続
73	要保護児童対策地域協議会 ＜再掲＞	こども課	児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦などに関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図る。	実施 (年5回)	継続
75	子育て支援活動のネットワーク(次世代育成支援対策推進協議会) ＜再掲＞	こども課	地域における次世代育成支援対策の実施、推進に向けて、地域の子育て関係機関のネットワーク化を図る。	実施	継続
81	生徒指導連絡協議会 ＜再掲＞	学校教育課	青少年の問題行動の広域化、集団化に対応するため、生徒指導主事による意見交換、情報交換等を行う。	実施 (年11回)	継続
84	青少年育成愛護委員会及び協会の活動 ＜再掲＞	青少年愛護センター	青少年の健全育成のために、地域における相談、見回り、環境浄化等、様々な活動を行う。	実施	継続
194	子ども会連絡協議会への支援 ＜再掲＞	青少年育成課	育成指導者の研修、指導助言と助成を行う。育成者、指導者、ジュニアリーダー研修、安全教育研修、子ども代表者会議の開催を行う。	実施	継続
207	関係機関の連携による環境浄化活動 ＜再掲＞	青少年愛護センター	青少年の健全育成のために行政、警察、家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、地域ぐるみで環境浄化活動を推進する。	実施	継続
231	関係機関と連携し、就労支援のための情報提供 ＜再掲＞	経済課	ハローワーク等と連携を図り、就労に関する情報提供や幅広い就労支援を行う。	実施	継続
269	福祉職員等の人材育成と資質の向上	人事課 地域福祉課 (トータルサポート係) こども課	どのような課題にも対応できるように職員の資質や対応の向上を図るため研修の充実を図る。	実施	充実
270	協働で課題を解決する取り組みの推進	地域福祉課 (トータルサポート係)	トータルサポートの仕組みを通じて市役所内の連携を強化するとともに、関係機関や地域等との連携を進め、困難な状況にある若者のニーズや課題に対して、協働して解決する取組を進める。	実施	充実
271	若者支援の実態把握	青少年育成課	NPO及び市民・団体等が実施している若者支援の実態把握をし、次世代後期計画の若者施策の推進に反映させる。	未実施	実施

第5章 計画の推進に向けて

推進体制と進行管理

後期行動計画と同じく、連携・協力・体制強化・基盤整備を構築していきます。

なお、今回の計画を含め後期行動計画は、平成26年度までの計画期間ですが、平成24年8月に公布された「子ども・子育て支援法」により平成27年度以降の延長について検討を加えられることが決定されているため、今後の動向を見守りながら推進していきます。



資料編

計 画 策 定 の 経 過

開催(実施)日	開催(実施)事項	内 容
平成24年 6月28日	第1回地域協議会 第1回推進協議会	・子ども・若者の現状と課題について (意見交換)
8月 1日	青少年問題協議会	・子ども・若者の現状と課題について説明
8月20日	第1回策定委員会	・子ども・若者の現状と課題について ・次世代後期計画「別冊」の素案検討
10月 2日 10月 9日	第1回庁内推進幹事会 第1回庁内推進本部会	・次世代後期計画「別冊」の素案策定
10月11日	第2回地域協議会 第2回推進協議会	・ワークショップ 「若い世代に対してできる支援について」
10月中	若者の声集約	・市内の公立高校、私立高校の生徒に アンケートを実施
11月 8日	第2回策定委員会	・次世代後期計画「別冊」の中間まとめの 検討
11月16日 11月19日	第2回庁内推進幹事会 第2回庁内推進本部会	・次世代後期計画「別冊」の中間まとめの 策定
12月 5日	民生文教常任委員会	・次世代後期計画「別冊」の中間まとめの 報告
12月中	モニタリングによる意見集約	・ワークショップ参加者へ「別冊」の中間まとめ を公表し意見集約
平成25年1月24日	第1回社会福祉審議会	・次世代後期計画「別冊」の中間まとめの 説明
1月24日	第3回策定委員会	・次世代後期計画「別冊」原案の策定
1月31日	第3回庁内推進幹事会	・次世代後期計画「別冊」原案の策定
2月22日	第3回庁内推進本部会	・次世代後期計画「別冊」本案の決定
3月 7日	民生文教常任委員会	・次世代後期計画「別冊」の報告
3月24日	市民説明会及び記念講演会	・次世代後期計画「別冊」の市民説明会 ・記念講演会

芦屋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成 16 年 3 月 1 日

(設置)

第 1 条 児童の健全育成にかかわる市内の関係機関の相互連絡を密にすることにより、子育て支援策の総合的かつ効果的な推進を図るため、芦屋市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 子育て事業等に関する情報収集及び情報提供に関すること。
- (2) 子育て事業等の在り方に関すること。
- (3) 子育てに関する関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる団体から選出された委員をもって構成する。

- (1) 子育て支援団体
- (2) 任意の子育てグループ
- (3) 市内で活動する任意団体
- (4) 国及び県の機関
- (5) 社会福祉団体
- (6) 教育関係団体
- (7) その他子育て支援事業推進に関し識見を有すると認められる団体

(会長の職務)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 協議会の庶務は、保健福祉部の児童に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

芦屋市次世代育成支援対策地域協議会参加団体名簿

分 野	団 体 名
子育て支援団体	芦屋市子ども会連絡協議会
	芦屋市学童保育保護者連絡会
	芦屋市保育推進保護者会協議会
	兵庫県保育協会芦屋支部
子育てグループ	さるっこ(芦屋市登録子育て自主活動グループ)
	芦屋おもちゃ図書館グーチョコパー(社会福祉協議会ボランティアセンター登録グループ)
	NPO法人さんぴいす(男女共同参画センター登録団体)
任 意 団 体	西宮人権擁護委員協議会芦屋部会
	芦屋地区更生保護女性会
	芦屋地方労働組合協議会
	芦屋青年会議所
	芦屋経済人会議
	芦屋市商工会
	芦屋市医師会
	芦屋市歯科医師会
	芦屋市薬剤師会
	芦屋栄養士会
	芦屋いずみ会
	兵庫県看護協会西阪神支部
国・県の機関	芦屋健康福祉事務所
	芦屋警察署
	厚生労働省兵庫労働局
社会福祉団体	芦屋市白菊会
	芦屋市民生児童委員協議会
	芦屋市社会福祉協議会
	浜風の家
教育関係団体	芦屋市PTA協議会
	兵庫県私立幼稚園協会芦屋地区
	芦屋市青少年育成愛護委員会
	兵庫県教職員組合芦屋支部

芦屋市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

平成 17 年 6 月 23 日

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進行動計画（以下「計画」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、芦屋市次世代育成支援対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の推進に係る情報収集及び情報提供に関すること。
- (2) 計画の推進に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる団体等から選出された委員をもって構成する。

- (1) 子育て支援団体
- (2) 任意の子育てグループ
- (3) 市内で活動する任意団体
- (4) 国及び県の機関
- (5) 社会福祉団体
- (6) 教育関係団体
- (7) その他計画の推進に関し識見を有すると認められる団体

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第 7 条 協議会の庶務は、保健福祉部の児童に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 23 日から施行する。

芦屋市次世代育成支援対策推進協議会参加団体名簿

分 野	団 体 名
子育て支援団体	芦屋市学童保育保護者連絡会
	芦屋市保育推進保護者会協議会
子育てグループ	NPO法人 さんぴいす
市内で活動する団体	西宮人権擁護委員協議会芦屋部会
	芦屋地区更生保護女性会
	芦屋市商工会
	芦屋市医師会
	芦屋市歯科医師会
	芦屋いずみ会
国・県の機関	芦屋健康福祉事務所
	芦屋警察署
社会福祉団体	芦屋市民生児童委員協議会
	芦屋市社会福祉協議会
教育関係団体	芦屋市PTA協議会
	芦屋市青少年育成愛護委員会

芦屋市青少年問題協議会条例

昭和 36 年 7 月 31 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、市長の附属機関として、芦屋市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(平 19 条例 14・一部改正)

(組織)

第 2 条 協議会は、会長及び委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者

(平 19 条例 14・一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(平 19 条例 14・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第 6 条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日条例第 14 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

芦屋市青少年問題協議会条例施行規則

昭和 36 年 9 月 8 日

規則第 36 号

(目的)

第 1 条 この規則は、芦屋市青少年問題協議会条例（昭和 36 年芦屋市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、芦屋市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 削除

(部会)

第 3 条 協議会に部会をおくことができる。

(幹事)

第 4 条 協議会に幹事をおく。

2 幹事は、関係行政機関の職員の中から市長が委嘱し、または命ずる。

3 幹事は、協議会の所属事務について委員を補佐する。

4 会長は、随時幹事の会議を開き、必要な事項の調査研究を行なわせることができる。

5 幹事は非常勤とする。

(事務局)

第 5 条 協議会に関する事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局に局長および次長ならびに必要な職員をおく。

(事務局長および次長の職務)

第 6 条 事務局長は、会長の命を受け事務局を掌理し、あわせて幹事の会議に関する事務をつかさどる。

2 事務局次長は、事務局長を補佐する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、この協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、条例施行の日から適用する。

付 則（昭和 37 年 4 月 24 日規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 38 年 4 月 26 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 38 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 39 年 11 月 26 日規則第 37 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 40 年 10 月 1 日規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 40 年 7 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 40 年 10 月 9 日規則第 24 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 40 年 9 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 42 年 10 月 13 日規則第 28 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年9月1日から適用する。
付 則（昭和43年5月16日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。
付 則（昭和43年12月1日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。
付 則（昭和48年5月21日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
付 則（昭和55年5月2日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

付 則（昭和55年10月1日規則第26号）
この規則は、公布の日から施行する。

青少年問題協議会委員名簿

分 野	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
会長	山中 健	芦屋市長
市議会議員	青山 暁	民生文教常任委員会委員長
関係行政機関の職員	田口 英雄	芦屋警察署長
	大久保 文昭	芦屋市立精道中学校校長
学識経験者	新井野 久男	芦屋大学准教授 芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員長
	曾和 義雄	芦屋市保護司会会長
	守上 三奈子	芦屋市子ども会連絡協議会会長
	吉本 成美	芦屋市 PTA 協議会事務局長
	半田 孝代	民生・児童委員協議会主任児童委員
	大塚 圭子	芦屋市青少年育成愛護委員会会長

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会設置要綱

平成24年8月1日

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づき策定した芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(以下「計画」という。)に、子ども若者育成支援施策に係る計画を加えるため、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)の規定に基づく子ども・若者育成支援施策を計画に加えることその他設置目的達成のため必要な事項に関することを所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 芦屋市次世代育成支援対策地域協議会に係る団体の代表
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長の指名によりこれを定め、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、児童福祉に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、委員会が芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画を策定した日限り、その効力を失う。

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会名簿

分 野	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
学識経験者	(委員長) 中田 智恵海	仏教大学教授
	(副委員長) 佐々木 勝一	京都光華女子大学教授
市民委員	石濱 美奈子	市民委員
	成田 直美	市民委員
団体代表委員	西部 恵理	芦屋市保育推進保護者会協議会会長
	大脇 巧己	NPO法人さんぴいす事務局長
	河盛 重造	芦屋市医師会理事
	波多野 正和	芦屋市商工会事務局長
	谷 初美	芦屋市PTA協議会代表
	野田 京子	芦屋米養士会会長
	牧野 君代	芦屋市青少年育成愛護委員会代表
行 政	津村 直行	芦屋市保健福祉部参事(こども・高齢者・健康担当部長)

芦屋市次世代育成支援対策行動計画庁内推進本部設置要綱

平成16年4月1日

(設置)

第1条 次世代育成支援対策行動計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市次世代育成支援対策行動計画庁内推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策行動計画の策定及び計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策行動計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、保健福祉部を所管する副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(平 19.4.1・一部改正)

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、推進本部を代表し、会議を総理する。
- 3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、保健福祉部参事（こども・高齢者・健康担当部長）をもって充て、副委員長は、保健福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求め、若しくは資料の提出を求めることができる。

(平 19.4.1・平 23.4.1・一部改正)

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、保健福祉部参事（こども・高齢者・健康担当部長）が指名する。

(平 23.4.1・一部改正)

(事務局)

第7条 推進本部の庶務は、児童に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平19.4.1・全改，平21.7.1・平23.4.1・一部改正）

（本部員）

教育長

技監

総務部長

総務部参事（行政経営担当部長）

総務部参事（財務担当部長）

市民生活部長

保健福祉部長

保健福祉部参事（こども・高齢者・健康担当部長）

都市環境部長

都市環境部参事（都市計画担当部長）

消防長

教育委員会管理部長

教育委員会学校教育部長

教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）

（平19.4.1・全改，平21.7.1・平23.4.1・一部改正）

（幹事会委員）

総務部文書行政課長

総務部行政経営課長

総務部財政課長

市民生活部市民参画課長

市民生活部主幹（男女共同参画推進担当課長）

市民生活部経済課長

市民生活部児童センター長

保健福祉部障害福祉課長

保健福祉部こども課長

保健福祉部主幹（保育所担当課長）

保健福祉部健康課長

都市環境部道路課長

都市環境部都市計画課長

消防本部管理課長

教育委員会管理部管理課長

教育委員会学校教育部学校教育課長

教育委員会社会教育部生涯学習課長

教育委員会社会教育部スポーツ・青少年課長

芦屋市社会福祉審議会規則

平成18年4月1日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、芦屋市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

芦屋市社会福祉審議会委員名簿

分 野	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
学識経験者	中田 智恵海	佛教大学教授
	佐々木 勝一	京都光華女子大学教授
	都村 尚子	関西福祉科学大学准教授
	多田 梢	芦屋市医師会副会長
市議会の議員	長野 良三	芦屋市議会議長
	青山 暁	芦屋市議会民生文教常任委員会委員長
社会福祉団体等の代表	加納 多恵子	芦屋市社会福祉協議会会長
	森 幸子	芦屋ボランティア連絡会会長
	大嶋 三郎	芦屋市老人クラブ連合会会長
市の職員	岡本 威	芦屋市副市長

※資料編の条例，要綱，規則につきましては，計画策定の経過において実施された順に掲載しています。

芦屋市民憲章

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画<後期>

子育て未来応援プラン「あしや」一別冊一

子ども・若者育成支援編

平成25年3月 発行: 芦屋市

住所: 〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL: 0797-38-2180 FAX: 0797-38-2190

編集: 芦屋市保健福祉部こども課

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/kodomo/jisedai/index.html>